

お知らせ

農地法の手続きにおいて「登記事項証明書」の添付が省略できるようになりました。

令和8年7月1日より、松浦市農業委員会では「登記情報連携システム」を導入し、農地法の手続きにおける利便性向上を図ります。これにより、登記事項証明書を添付することなく手続きが可能となります。

1. 対象となる手続き

- ・農地法第3条（権利移動）の許可申請
- ・農地法第4条・第5条（農地転用）の許可申請
- ・その他、農業委員会が受理する各種証明・届出

2. 省略できる書類

- ・対象地の「土地全部事項証明書（登記簿謄本）」

3. ご利用にあたっての注意事項（必ずご確認ください）

① 事前に登記内容をご確認ください。

申請書には、最新の登記内容を正確に記載してください。特に、転居等をしていて「現在の住所・氏名」と「登記上の住所・氏名」が異なる場合は、それを証明できる書類（住民票や戸籍の附票など）の添付が別途必要です。

② 受付にお時間をいただく場合があります。

窓口で職員がシステム照会を行う際、1筆ごとに5分程度の時間を要します。申請件数が多い場合は、受付完了までにお待ちいただくことがございますので、時間に余裕を持ってお越しください。

③ 登記手続き中のものは確認できません。

法務局で登記申請中の土地については、システムによる照会ができません。

④ 登記情報の提供のみは行えません。

本システムは「申請内容の確認」のために利用するものです。農業委員会で登記情報を印刷して申請者に差し上げることや、閲覧のみのご要望にはお応えできません。

本市のシステム状況により、原本の提出をお願いする場合があります。

詳細は窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 松浦市農業委員会事務局（電話：0956-72-1111）